

## 議案第21号

### 読谷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

読谷村国民健康保険税条例（昭和47年読谷村条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.2」を「100分の7.26」に改める。

第4条中「17,000円」を「22,000円」に改める。

第5条第1号中「19,000円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「9,500円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「14,250円」を「15,000円」に改める。

第6条中「100分の2.6」を「100分の2.7」に改める。

第7条中「6,000円」を「8,000円」に改める。

第7条の2第1号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,250円」に改める。

第8条中「100分の1.9」を「100分の2.15」に改める。

第9条中「6,000円」を「8,100円」に改める。

第9条の2中「5,000円」を「5,500円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「11,900円」を「15,400円」に改め、同号イ（ア）中「13,300円」を「14,000円」に改め、同号イ（イ）中「6,650円」を「7,000円」に改め、同号イ（ウ）中「9,975円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「4,200円」を

「5,600円」に改め、同号エ（ア）中「4,200円」を「4,900円」に改め、同号エ（イ）中「2,100円」を「2,450円」に改め、同号エ（ウ）中「3,150円」を「3,675円」に改め、同号オ中「4,200円」を「5,670円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,850円」に改め、同項第2号ア中「8,500円」を「11,000円」に改め、同号イ（ア）中「9,500円」を「10,000円」に改め、同号イ（イ）中「4,750円」を「5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「7,125円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号エ（ア）中「3,000円」を「3,500円」に改め、同号エ（イ）中「1,500円」を「1,750円」に改め、同号エ（ウ）中「2,250円」を「2,625円」に改め、同号オ中「3,000円」を「4,050円」に改め、同号カ中「2,500円」を「2,750円」に改め、同項第3号ア中「3,400円」を「4,400円」に改め、同号イ（ア）中「3,800円」を「4,000円」に改め、同号イ（イ）中「1,900円」を「2,000円」に改め、同号イ（ウ）中「2,850円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「1,200円」を「1,600円」に改め、同号エ（ア）中「1,200円」を「1,400円」に改め、同号エ（イ）中「600円」を「700円」に改め、同号エ（ウ）中「900円」を「1,050円」に改め、同号オ中「1,200円」を「1,620円」に改め、同号カ中「1,000円」を「1,100円」に改め、同条第2項第1号ア中「2,550円」を「3,300円」に改め、同号イ中「4,250円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「6,800円」を「8,800円」に改め、同号エ中「8,500円」を「11,000円」に改め、同項第2号ア中「900円」を「1,200円」に改め、同号イ中「1,500円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「3,200円」に改め、同号エ中「3,000円」を「4,000円」に改め、同条第3項中「国民健康保険税」を「保険税」に改める。

第22条の3第1項中「国民健康保険税」を「保険税」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の読谷村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税

については、なお従前の例による。

令和8年3月3日提出

読谷村長 伊 波 篤